

## 特記仕様書

22-A18D	平成22年度 都市公園事業 須知公園整備工事（その1）
工事場所	京都府船井郡京丹波町 須知 地内
工 期	契約日の翌日 ~ 平成23年 2月28日

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）平成16年2月」【京都府】（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」【建設省】及び「土木工事標準設計図集」【近畿地方建設局】によるものとする。

### 第2条 施工体制台帳

（施工体制台帳の作成・提出）

請負者は、請負額3千万円以上の工事について、施工体制台帳（下請負契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出するとともに、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

### 第3条 総則

（標示板の設置）

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事目的」については、以下によるものとする。

工事内容：公園の施設をつくっています。

工事種別：都市公園施設整備工事

（表示板の記載例）

[工事表示板]



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

#### 第4条 材料及び施工

(再生材の利用について)

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)		
	RC-40	構造物基礎	
	RC-40	池底広場	
粒度調整砕石	M-30		
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理		
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン		
	密粒度アスコン		
	細粒度アスコン		

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。
- 2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
- 3) 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト魂は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

(流用土並びに採取土の利用)

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

調整池底敷均し・締固めに要する土については、町有地「(下山地内) L=5.5km」にて採取し運搬すること。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

(セメントコンクリート製品)

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)[側溝・水路編]」(H12.3月近畿地建)(以下、「標準図集(案)という。')によるものとし、使用にあたっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員

の承認を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。  
ただし、設計図書等は、設計変更の対象とする。

— 上記解説 —

「標準図集（案）」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集（案）」で規定している寸法規格に限定したものではない。

（手すり先行型足場）

枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」によるものとする。

（区画線工）

溶融式区画線の「かし担保」期間は18ヶ月とする。

ただし、「かし担保」期間内で、タイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、この限りではない。

## 第5条 施工計画書

（施工計画書）

共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画書の有無（有・無）

## 第6条 工事の着手

（始期日）

## 第7条 請負者相互の協力

（関連工事の調整）

本工事の隣接にて須知公園整備工事（その2）を実施することから、施工に際しては相互連絡調整を密にして行うこと。

## 第8条 工事現場発生品

（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（取壊工） □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊	京丹波町 共栄建設 株式会社 リサイクル工場	日曜・祭日を除く	最大粒径 50 cm 以下	km
	綾部市下八田 浅巻 建設株式会社	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
アスファルト塊	京丹波町 金下建設 株式会社 京丹波営業所	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
	綾部市下八田 浅巻 建設株式会社	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
	京丹波町 共栄建設 株式会社 リサイクル工場	同上	最大粒径 50 cm 以下	km

(産業廃棄物運搬車両の表示等)

1 自己（社）運搬の場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

・「産業廃棄物運搬車」の文字（ 同 140 ポイント以上（5cm 以上））

・事業者の氏名又は名称（ 同 90 ポイント以上（3cm 以上））

2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者

に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140 ポイント以上（5cm 以上））
- ・許可業者の氏名又は名称（同 90 ポイント以上（3cm 以上））
- ・統一許可番号（下6桁）（同 90 ポイント以上（3cm 以上））

2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

### 3 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（残土発生土処理計画書・報告書の作成）

1 請負者は、工事を施工する場合において予め残土処理計画書を作成するものとする。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

2 施工後は、残土処理報告書を提出するものとする。

（建設発生土の搬出）

1 建設発生土については 場内処分（に運搬するもの）とする。

2 前条に関しての受入条件は下記のとおりとする。

これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

（1）受入不適なもの

粘性土、ガレキの類、土砂以外の廃棄物

（2）受入期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

## 第9条 工事材料の品質

（品質証明書等）

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督員の指示した材料の使用にあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
ネットフェンス	左記の製品及びこれらに付随する製品	
植栽	植栽樹	

## 第10条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

（段階確認）

請負者は、下表の工種及び監督職員が指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定期間、測量結果などを監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
池底	碎石	碎石厚確認（不可視部分）

## 第11条 施工管理

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」項目については、下表及び監督職員の指示により実施すること。

種別	細別	試験項目	試験頻度

（レディーミクストコンクリート施工の品質確保）

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも1回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

## 第12条 工事中の安全確保

（ダンプトラック等の過積載防止対策）

請負者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表（別添参照）を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞無く提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

## 第13条 交通安全管理

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類等については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所管警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄所管警察署と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等の増減等が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

場所	交通誘導員
須知幼稚園入口部	
町有地土砂採取場入口部	
合計	4人

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判断できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

#### 第14条 官公庁への手続き等

(支障物件等)

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。請負者は各企業と連絡を十分行うこと。

また、移設時期等を延期するような場合は、設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会

その他

(既設給排水設備)

本工事施工(張芝)において、既設給排水設備(仕切弁、散水栓等)を埋設しないため、その位置について着手前に確認し、木杭等により目印をつけておくこと。

運搬管理表の様式(例)

### 運 搬 管 理 表

工事名										現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号											
運搬物の名称・規格											
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考		
合計											

- 注1) 本様式は例示である。  
注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。  
注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。  
注4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)  
注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。  
注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディミクストコンクリートの場合に記入する。

注7) 品質管理欄は、レディーミクストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。  
 注8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。  
 注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、  
 検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例1 (生コンクリートの例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任)技 術 者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の名称・規格	レディーミクストコンクリート (18-8-40 高炉)		

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m <sup>3</sup>		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m <sup>3</sup>	8.0m <sup>3</sup>	9:30	10:10			
H16.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m <sup>3</sup>	3.5m <sup>3</sup>	15:00	15:40	○		
合計				11.5m <sup>3</sup>					

運搬管理表の記入例2 (コンクリート殻の例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任)技 術 者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の名称・規格	コンクリート殻 (無筋)		

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800kg	0.970 t					12345678	
H16.1.15	い 56-78	9800kg	0.968 t	1.938 t				12345679	
H16.1.16	あ 12-34	9800kg	0.850 t	0.850 t				12345680	
合計				2.788 t					

## 植栽工事 特記仕様書

(適用すべき基準)

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。

日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書

(遊戯施設編・管理施設編・園路広場編・修景施設編・休養施設編)

(平成16年10月)

国土交通省

公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)

(平成20年12月)

(植栽工 一般事項)

- 1 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 植栽樹木(新植樹木または新植地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物))が工事完成引渡し後1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含む。)となった場合は、請負者は当初植栽した樹木または地被類植物と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督職員と請負者が立会うものとし、植替えの時期については、監督職員と協議するものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。
- 3 干害、塩害、風水害等に起因するものであっても、立ち枯れの状態のものについては、前条を適用する。
- 4 植替を行った樹木等が再枯損した場合は、再度植替るものとする。
- 5 本工事における樹木等とは、次のものをいう。  
シダレザクラ・イロハモミジ・ソメイヨシノ・キリシマツツジ・ウメ・アジサイ・ヤマブキ  
ユキヤナギ・ヒラドツツジ・アセビ・サザンカ・ナンテン・ミツマタ
- 6 国土交通省土木工事共通仕様書(案)第2101条第2項は適用外とする。  
なお、植栽工事に関するかし担保期間は、1年間とする。
- 7 干害、塩害、風水害等による枯損の扱い  
干害、塩害、風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては植替の対象とするが、流失、折損、倒木による枯損は植替の対象とならない。

8 地被類の枯れの判断について

地被類は樹木と異なり、施工状況によって枯が異なり、その判断は一律にはいかない。

従って、地被類の枯れの判断は、当該地被類が当該工事の目的に合致しているかどうかを発注者側が判断して行うものとする。

9 工事請負契約書第43条によるかし担保と設計図書で定める植栽義務（枯補償）の関係について

植栽割増による植替義務は、通常の技術をもって施工しても不可避的なかし以外の原因による枯損の復元費を植栽割増として扱っているものであり、請負者のかきを救済するものではない。

従って、例えば、かし担保期間が〇年間である場合、植栽割増による植替義務は1年で消滅するが、かし担保は〇年間継続することとなる。

10 工事完成後（引渡し後）における管理義務について

工事完成後引渡しを受けた後は、その所有者である発注者に善管義務がある。従って、善管義務の範囲で発注者が管理を行うことになるが、請負者の自主努力による枯損防止のための維持管理は従来どおりである。

11 請負者は、植栽する植物の枯損を防ぐため、搬入日に植え付けられるようにしなければならない。

なお、これによりがたい場合は、根鉢が乾燥しないように、<sup>こも</sup> 藪または<sup>むしろ</sup> 藪の保護材で十分養生するものとする。

12 請負者は、植え付けは掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締め固めないように

施工しなければならない。

(植栽工 材料)

1 樹木は、「国土交通省 公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)」の規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表-1によるものとする。

なお、設計図書に示す寸法は、最低値を示すものとする。

(2) 寸法は設計図書によるものとし、品質は表-2品質規格表〔樹姿〕、表-3品質規格表〔樹勢〕によるものとする

表-1 公共用緑化樹木の品質寸法基準における用語の定義

用語	定義
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は

(略称：H)	含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周 (略称：C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張(葉張) (略称：W)	樹木等の四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。 測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合についていう。
株立(物)	樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお、株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 (略称：B、N)	株立(物)の根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立-1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上-指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木等の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植え付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木等を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木等の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

表-2 品質規格表〔樹姿〕

項目	規格
樹姿 (全形)	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ適用)	幹が樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りではない。
枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。

枝葉の密度	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

表－3 品質規格表〔樹勢〕

項目	規格
育成	健全な育成状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（渴き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮 （肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特성에応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な選定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

2 地被類の材料については、次の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料については、設計図書によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

(1) 草本類、つる性類およびササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、莖葉および根系が充実したコンテナ品または同等品以上の品質を有するものとする。着花類については花および蕾の良好なものとする。

(2) 球根類は、傷・腐れ・病虫害がなく、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、大きさがそろっているものとする。

(3) 肥沃地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、莖葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈り込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後、長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのないものとする。

3 種子は、腐れ・病虫害がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。

4 花卉類の材料については、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、莖葉および根系が充実したコンテナ品または同等品以上の品質を有するものとし、着花のあるものについては、その状態

が良好なものとする。

5 支柱の材料については、次の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 丸太支柱材は、杉、檜または唐松の皮剥ぎもので、設計図書に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は設計図書によるものとする。

なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭および鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げをしたものとする。

(2) 唐竹支柱材は、2年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。

(3) 杉皮または檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。

(4) しゅろ縄は、より合わせが均等で強靱なもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。

6 根巻きおよび幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。

7 樹木養生工で使用する材料の種類および規格については、設計図書によるものとし、これに示されない場合、監督職員の承諾を得るものとする。

(高木植栽工)

1 請負者は、樹木の搬入については、掘り取りから植え付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

2 請負者は、樹木の植え付けについては、次の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、樹木の植栽は、設計図書および付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。

(2) 請負者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切り詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を切り除き、活着を助ける処置をしなければならない。

(3) 請負者は、樹木の植え付けが迅速に行えるようにあらかじめ、その根に応じた余裕ある植穴を掘り、植え付けに必要な材料を準備しておかななければならない。

(4) 請負者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、中高に敷き均さなければならない。

(5) 請負者は、植え付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観および付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめたうえで修景的配慮を加えて植え込まなければならない。

(6) 請負者は、水ぎめをする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するように水を注ぎながら植え付け、根部に隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。

(7) 請負者は、植え付けに際して土ぎめをする樹種については、根廻りに土を入れ、根鉢に密着するよう突き固めなければならない。

(8) 請負者は、樹木植え付け後、直ちに控え木を取り付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。

(9) 請負者は、植栽した樹木については、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じて灌水をしなければならない。

(10) 請負者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、修景的配慮を加えて行い、必要な手入れをしなければならない。

3 請負者は、土壌改良材を使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。

4 請負者は、施肥をする場合は、設計図書に定める量を植物の根に直接触れないように施さなければならない。

5 請負者は、樹木の支柱の設置については、次の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹（枝）との交差部分は、すべて保護材を巻き、しゅろ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない

(2) 請負者は、八ツ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形）を考慮し、樹木が倒伏・屈折および振れることのないよう堅固に取り付け、その支柱の基礎は地中に埋め込んで根止めに杭を打ち込み、丸太は釘打ちし、唐松は竹の先端を節止めしたうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。

(3) 請負者は、八ツ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめなければならない。

(4) 請負者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には設計図書に示す保護材を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止め杭に結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないよう

に止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。

(5) 請負者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。

6 請負者は、幹巻きを施す樹木については、地際から樹高の60%内外の範囲について、幹および主枝の周囲をわらで厚薄のないように包み、その上から2本合わせのしゅろ縄を10cm内外の間隔に巻き上げなければならない。ただし、幹巻きテープを使用する場合は、しゅろ縄で巻き上げる必要はないものとする。

(中低木植栽工)

中低木植栽工の施工については、高木植栽工の規定によるものとする。

(張芝)

植栽地・園路等に滞水しないように摺り付け、表面排水勾配を確保すること。

(灌水)

植栽完了後、目的物引渡までの灌水は、請負者の負担にて行う。

(その他)

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は監督職員の指示を受けること。